



広島県報

号外
第30号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険指導室)
通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	"
短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	"
認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	"
特定施設入所者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定	"
福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定	"
指定居宅介護支援事業者の指定	"
訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止	"
通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止	"
福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止	"
指定居宅介護支援事業の廃止	"

告示

広島県告示第九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定により、訪問介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日
有限会社スローラ イフ広島	広島市南区旭三丁目六六 ヘルパーステーションゆす西	平成十八年二月二十八日
有限会社リラック ス	広島市中区寺町二丁目二二二 訪問介護事業所 らつくす安佐南	"
有限会社サンレイ 介護研究所	広島市市串戸二丁目一六一七 サンレイ訪問介護事業所	"

広島県告示第九十五号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定により、通所介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。
平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業を行う事業所	指定年月日
有限会社白馬	広島市南区松原町二二七アツセ七階 デイサービスセン ター赤とんぼ	平成十八年二月二十八日
医療法人社団坂下 外科	広島市中区吉島東一丁目四一八 坂下デイサービスセンター	"
T&T W A M サ ポート株式会社	広島市中区八丁堀一五一〇 デイサービスセン ターここから己斐	"
株式会社アサヒラ イフコーポレーシ ョン	広島市山手町七丁目一七一九 デイサービス風花	"
有限会社エルヴェ	広島市市串戸二丁目一六一七 デイサービスセン ターエルヴェ	"

有限会社啓進	利五八〇三三	通所介護なごみ	三次市高杉町二四五	・	・	・
医療法人社団親心会小西脳外科内科	東広島市高屋町造賀二九五七一	デイサービスセンターあんき	東広島市高屋町造賀二九五一一	・	・	・
有限会社シーエムエス	東広島市西条御条町一二二五	デイサービス友安	東広島市西条御条町一二二五	・	・	・

広島県告示第百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定により、短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所	名 称	所在地	指定年月日
株式会社寿		広島市東区上大須賀町一〇一六		グランコートふれあい光が丘	広島市東区光が丘二四〇	平成一八・二・一

広島県告示第百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定により、認知症対応型共同生活介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所	名 称	所在地	指定年月日
社会福祉法人広島光明学園		広島市東区牛田本町五丁目一二		グループホーム光明早稲田	広島市東区牛田早稲田二丁目三一五	平成一八・二・一

広島県告示第百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定により、特定施設入所者生活介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所	名 称	所在地	指定年月日
株式会社ドエル		東広島市志和町志和東二〇一三		ドエル祇園	広島市安佐南区祇園二丁目五八	平成一八・二・一
株式会社寿		広島市東区上大須賀町一〇一六		グランコートふれあい光が丘	広島市東区光が丘二四〇	平成一八・二・一

広島県告示第百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定により、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所	名 称	所在地	指定年月日
株式会社セリオ		静岡県浜松市湖東町三四七二二		株式会社セリオ広島営業所	広島市安佐南区川内四丁目一三三	平成一八・二・一
アビリティーズ・ケアネット株式会社		東京都渋谷区代々木四丁目三一六西新宿松屋ビル五階		アビリティーズ・ケアネット株式会社広島営業所	広島市安佐南区山本三丁目九一六	平成一八・二・一
清水石油株式会社		府中市高木町六四七		福祉用具貸与事業所さくら	府中市高木町六四七	平成一八・二・一

広島県告示第二一〇号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十九条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田 雄 山

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人松村循環器・外科医院	広島市佐伯区築々園二丁目二一九	湯来まつむら居宅介護支援事業所	広島市佐伯区湯来町白砂桐曾利五九〇	平成一八・二・一
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇一	株式会社コムスン広ケアセンター	呉市広大新開二丁目二一〇二太刀掛店舗東側	〃 〃 〃
有限会社シーエムエス	広島市西条御条町一二五	介護支援センター友安	広島市西条御条町一二五	〃 〃 〃

広島県告示第二一〇号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を廃止した事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社スタンポポヘルパーステーション	尾道市向島町五二九四一	スタンポポヘルパーステーション訪問介護事業所	尾道市向島町五二九四一	平成一七・五・二一

広島県告示第二二二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を廃止した事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人ヘルパーステーション東谷	広島市安佐南区安東六丁目三三三一	Day・Service 鯛の迫	広島市安佐南区安東六丁目三三三一	平成一七・三・二八

広島県告示第二二三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を廃止した事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社セリオ	静岡県浜松市湖東町三四七二二	株式会社セリオ広島営業所	広島市安佐南区緑井六丁目二五二四	平成一八・一・三一

広島県告示第二二四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成十八年二月二十八日

広島県知事 藤田 雄 山

医療法人社団柏原会	呉市安浦町安登四九〇四	村瀬整形外科クリニック居宅介護支援事業所	東広島市黒瀬町楢原字山口七八八	平成・一・三一	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇一	株式会社コムスン 広島ケアセンター	広島市安佐南区山本二九一八サ ンライズ祇園一階	平成・一七・二一	名称 の主たる事務所の所在地	名称 の所在地	廃止年月日	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所を廃止した事業所
-----------	-------------	----------------------	-----------------	---------	----------	----------------	----------------------	----------------------------	----------	-------------------	------------	-------	-------------	-------------------